

令和4年9月28日
危機管理部

ATMにおける携帯電話抑止装置の運用開始について

1 主旨

区内の特殊詐欺被害認知件数（8月末現在）は、去年同期比で若干減少しているものの、いまだ多くの被害が確認されており、特に被害全体の約4割を占める還付金詐欺は、今後さらに増加することが懸念される状況にある。

区では現在、警察等関係機関と連携し、各種被害防止対策を鋭意推進中であるが、被害直前の物理的な被害防止対策として、区内の一部ATMコーナーに携帯電話抑止装置を設置し、運用を開始することとしたので報告する。

2 運用開始年月日

令和4年11月1日（火）

3 設置機器

携帯電話抑止装置

※ 同装置から、各通信事業者使用の携帯電話用電波に干渉する輻射電波（抑止電波）を発信し、設定範囲内における携帯電話の通話を遮断するもの。

4 効果

還付金詐欺は、区役所職員等を騙って被害者方に電話を架け、医療費還付等名下に被害者をATMコーナーに誘い出し、携帯電話で被害者にATMの操作を指示して被害者の口座から犯人使用口座にお金を振り込ませる特殊詐欺の手口である。

携帯電話抑止装置は、ATMコーナーにおける詐欺犯人と被害者の通話を遮断するため、被害直前の物理的な被害防止対策として効果が期待できる。